

「系・分野・分科・細目表」の大幅な見直しについて（報告）

平成 26 年 2 月 5 日
科学技術・学術審議会学術分科会
科学研究費補助金審査部会

- 現在、分科細目表等の設定に当たっては、日本学術振興会が改正案を作成し、その改正案に基づき、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会（以下、「審査部会」）が審議・決定を行っている。
- 昨年 10 月 8 日、審査部会において、「『系・分野・分科・細目表』の見直し並びに『時限付き分科細目』及び『特設分野』の設定に当たっての基本的考え方」（以下、「基本的考え方」）（別紙）が決定された。
- この基本的考え方には、分科細目表の大幅な見直しについて、以下のような基本的事項等が記載されており、以下の点が主なポイント。また、日本学術振興会には、本年 6 月 13 日（金）までに審査部会にその検討結果の報告を依頼。
 - ①大幅な見直しをこれまでの「10 年毎」ではなく「5 年毎」に行い、細目数の大幅な減少（現在の細目数（321）の 2 分の 1 程度（160 前後）が目安）を検討。
 - ②分科細目表が我が国の学問分野を分類し設定するものではないことを明確にするため、名称の変更も検討。
 - ③これまで細目数は改正のたびに増え続けており、審査の精度向上の観点からは評価できるが、細分化が進むと新たな研究分野や異分野融合の研究は応募しにくい面などもあるため、現行表との連続性・整合性等に配慮した調整を行いつつも、現行表を前提とすることなく、学術の動向を踏まえた理想的な在り方に関する検討を踏まえつつ、抜本的な見直しを行う。

【今後の検討スケジュール】

- ・平成 26 年 6 月 日本学術振興会から審査部会に検討結果の報告
(以後、日本学術振興会と審査部会で必要に応じて意見交換)
- ・平成 27 年 1 月 審査部会で平成 30 年度公募から適用する分科細目表見直しに当たっての基本的考え方を決定

～日本学術振興会における改正案の作成、審査部会における審議等～

※平成 29 年 1 月頃 平成 30 年度公募から適用する分科細目表を決定

「系・分野・分科・細目表」の見直し並びに「時限付き分科細目」及び「特設分野」
の設定に当たっての基本的考え方

平成 25 年 10 月 8 日
科学技術・学術審議会学術分科会
科学研究費補助金審査部会決定

(はじめに)

- 「系・分野・分科・細目表」(以下「分科細目表」という。)は、基盤研究等の審査希望分野の分類表として厳正かつ効率的な審査を実施する上で重要な役割を担っている。また、「時限付き分科細目」(以下、「時限細目」という。)は、平成3年度から、学術研究の動向に柔軟に対応するため、設定期間を限って流動的に運用されているもので、分科細目表の別表として設けられている。更に、平成26年度からは、①未開のまま残された重要な分野、②技術の長足な進歩によって生まれつつある分野、③分野横断的な研究から生まれることが期待される分野を対象とした審査区分「特設分野研究」が設けられている。(分科細目表のこれまでの主な変遷については「別添1」参照)
- 分科細目表の見直し並びに時限細目及び特設分野の設定は、学術コミュニティからの要望や独立行政法人日本学術振興会の学術システム研究センターの学術動向調査の結果等を踏まえて行うものとする。
- 分科細目表の本来の役割は、科研費の審査希望分野の分類表であるが、研究者からは我が国の学問分野を分類し設定するもの、また一旦細目として設定されると当該分野への研究費が保証されるものと受け止められている傾向があり、その認識が見直しのたびに細目数が増える大きな要因となっている。今後、見直しに当たっては、分科細目表が我が国の学問分野を分類し設定するものではないことを明確にしていく必要がある。
- 分科細目表の見直しに当たって、応募件数以外に参考とすべき当該分野のアクティビティを評価することのできる指標について積極的に検討し、将来的に活用できるようにする。

(基本的事項)

1. 分科細目表の見直しについて

(1) 毎年度の見直しに関すること

- ・分科細目表は、見直しのたびに増える傾向があるが、今後は、細目数を現行より増やさないことを原則とする。
- ・細目・キーワード毎の応募件数の状況等を踏まえ、柔軟にキーワードの変更・追加やキーワード分割などを行う。

(2) 大幅な見直しに関すること

- ・5年に一度は大幅な全体の見直しを行う。特に、次回の5年に一度の大幅な全体の見直し（平成30年度公募から適用）に当たっては、細目数の大幅な減少を検討する。（「別添2」参照）
- ・分科細目表が我が国の学問分野を分類し設定するものではないことを明確にするため、名称の変更も検討する。

2. 時限細目の設定について

- ・設定する件数は、候補時限細目の状況により柔軟に対応する。
- ・新規課題を受け付ける期間（設定期間）は原則3年間とし、応募状況により、本表への採否の検討を毎年度行う。
- ・基盤研究（C）を対象種目とし、他種目との重複制限は当該種目と同様とする。
- ・各時限細目への配分予定額は、応募件数及び応募金額に応じて調整する。

3. 特設分野の設定について

- ・設定する件数は、候補分野の状況により柔軟に対応する。
- ・新規課題を受け付ける期間は原則3年間とする。
- ・基盤研究（C）及び基盤研究（B）を対象種目とするが、他種目との重複制限は別に定める。
- ・各分野への配分予定額は、あらかじめ定める採択予定数に応じて定める。

(留意事項)

分科細目表の見直し並びに時限細目及び特設分野の設定に当たっては、次の点に留意し検討を行う。

1. 分科細目表の見直しについて

(1) 毎年度の見直しに関すること

- ・応募件数が一定数に満たない細目については、関連分野の細目との統合等ができないか検討する。
- ・応募件数が一つの細目を設定できる程度見込める場合であっても、まずは関連分野の細目名の見直しや、キーワードによる分割などができないか検討する。

(2) 大幅な見直しに関すること

現在の分科細目表には、次のような課題等があると考えられる。

(課題等)

- ・これまで分科細目表の細目数は、改正のたびに増え続け、審査の精度向上の観点から考えると細分化を評価することもできるが、一方で、細分化が進むことで、既存の学問分野に立脚した研究のみが深化し、新たな研究分野や異分野融合の研究は応募しにくいのではないか。

- ・分科細目表は、いかに審査を公平・公正に行うかという観点でこれまで見直しが行われてきているが、今後は、学術動向の変遷に即した審査を行うために適したものとなっているか、また、これまでの分野の枠に収まらずに新たに伸びていく研究を見いだせるか、という観点で見直していく必要があるのではないか。
- ・応募状況以外に細目・キーワード設定の妥当性を判断する方策がないため、定量的な面にのみ着目した見直しとなり、結果的に細目が増えることになっているのではないか。
- ・理想的な審査方式の検討も併せて見直していく必要があるのではないか。

については、次回の5年に一度の大幅な全体の見直しへの反映を目指し、以下の点に留意の上検討を行う。

- ・現行表との連続性・整合性等に配慮した調整を行いつつも、現行表を前提とすることなく、学術の動向を踏まえた理想的な在り方に関する検討を踏まえつつ、抜本的な見直しを行う。このため、日本学術振興会における検討は、現在の分科細目表の分野単位ではなく、総合系、人文社会系、理工系、生物系の4系単位で進めることを基本とする。

※ なお、現在、基盤研究（A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）は、すべて二段審査制（細目単位で第一段（書面審査）を行い、分科単位（人文社会系は細目単位）で審査委員を配置した委員会で第二段（合議審査）を行う。）をとっているが、各研究種目の性格、応募総額、応募件数等を踏まえ、科研費制度全体のあり方を検討する中で、各研究種目の特性に応じた審査体制や審査方法も別途検討する。

2. 時限細目の設定について

(1) 新たに設定する時限細目候補について

次の①または②の観点に該当するものであるか検討する。

なお、時限細目候補とする場合には、その設定の必要性に加え、①または②のいずれに該当するかを明らかにするとともに、当該時限細目の新規性や学際性などが①または②に該当する理由を明らかにすること。

- ①既存の細目では対応できない新たな分野であるか。
- ②既存の細目で対応することはできるが、別の体系でまとめた方が、より適切な審査を行うことができる分野であるか。

(2) 既に設定している時限細目の取扱いについて

既に設定している時限細目については、次の①または②のとおり検討する。

①設定期間（原則3年間）を満了したもの

廃止すべきか、または細目表に採用すべきか検討する。なお、細目表に細目として採用する場合には、設定期間中の応募件数について平均100件以上を目

安とする。また、検討に当たり必要な場合には、設定期間を2年間まで延長することができる。

②設定期間（原則3年間）を満了していないもの

設定期間を短縮し、1年又は2年で廃止する必要があるか検討する。

3. 特設分野の設定について

(1) 新たに設定する特設分野候補について

次の①から③までのいずれの観点に該当するものであるか検討する。

なお、特設分野候補とする場合には、その設定の必要性及び①から③までのいずれに該当するか理由を明らかにすること。

①未開のまま残された重要な分野であるか。

②技術の長足な進歩によって生まれつつある分野であるか。

③分野横断的な研究から生まれることが期待される分野であるか。

(2) 既に設定している特設分野の取扱いについて

振興会が取りまとめる特設分野の成果等に基づき、当該特設分野の取扱いについて検討する。

(検討のスケジュール)

1. 平成27年度公募において適用する分科細目表・時限細目・特設分野について

- ・平成25年10月 科学研究費補助金審査部会で基本的考え方の決定
(日本学術振興会に基本的考え方を通知し検討を依頼)
- 10月～ 日本学術振興会で検討開始
- ・平成26年 3月 日本学術振興会から科学研究費補助金審査部会に検討結果の報告
- 4月 科学研究費補助金審査部会で審議
- 6月 科学研究費補助金審査部会で決定

2. 平成30年度公募において適用する分科細目表について

- ・平成26年 6月 日本学術振興会から科学研究費補助金審査部会に検討結果の報告
(以後、日本学術振興会と科学研究費補助金審査部会で必要に応じて意見交換)
- ・平成27年 1月 科学研究費補助金審査部会で5年に一度の分科細目表(平成30年度公募から適用)見直しに当たっての基本的考え方の決定

「系・分野・分科・細目表」のこれまでの主な変遷

【昭和 42 年度までの状況】

- ・審査委員会の構成は、旧東京帝国大学の学部構成そのままに、第 1 部（文学）から始まって第 7 部（医学）までの 7 部構成（文学、法学、経済学、理学、工学、農学、医学）で、これは当時の日本学術会議の部会構成と全く同じであり、120 人程度の審査委員から構成されていた。
- ・各専門分科の審査はほとんどが 1 人で行われ、審査後、どのような基準で配分審査がなされたかを検証しようにも、それができる状況になく審査委員会の運営の面からも問題があった。
- ・こうしたことから、優れた独創的な研究を育成するために、はっきりした審査基準により、書面による審査と合議による審査の二段審査制の検討が行われ、その際参考としたのが、米国 NSF が行っていた審査方法であった。

【昭和 43 年度から平成 4 年度までの状況】

- ・昭和 43 年度の改善において、審査がやりやすいようにとの方針で、伝統的な学問分類法を基礎に、新しい研究の展開にも配慮するという基本線でまとめられ、各細目に原則として 3 人の審査委員を配置することとなった。
- ・これにより、1 人で 1 つの専門分野を審査していた、以前の 120 人体制に比べると、審査が格段に公正に行われるばかりでなく、書面審査のために地方の大学の教授も多数審査に関わることが期待できるようになった。また、第 1 段の審査結果が悪ければ第 2 段審査委員による個人的採択もできない仕組みになるメリットがあった
- ・分科細目は、その分野に対する学問的認知と一定の研究投資が保証されると研究者サイドには受け止められていた。
- ・このため、分科細目表から消えることは学問研究の灯が消されるに等しく、その改正には利害得失論が先に生じて、分科細目の改善は容易に進まない状況に置かれていたが、例えば、細目の新設は、当該分野の申請件数が 300 件を超えることがある程度の確度で予想されること、第 2 段審査委員の増員は 800 件を超える申請件数が現にあることなどに一応の基準をおいて対応していた。
- ・また、平成 3 年度からは、学術研究の急速な進展に応じて「時限付き分科細目」（以下、「時限細目」）を設けて従来の分科細目表に風穴を開けている。

【平成 5 年度以降の状況】

- ・分科細目表の分類が、伝統的な学問体系の区分で固定化し、それにとらわれ過ぎて新しく展開されつつある分野が依然として谷間にあったことから、平成 5 年度公募から適用した分科細目表については大幅な改正を行うこととした。
- ・平成 5 年度の改正以降、5 年毎に見直しを行い、そのうち 10 年に 1 度は大改正を行うこととしている。また、平成 15 年度の改正までは、文部科学省が全ての改正に係る業

務を行っていたが、平成 20 年度の改正からは、具体的な改正案の作成は日本学術振興会が行い、その改正案に基づき科学研究費補助金審査部会が決定することとしている。

【細目数の推移（30 年間）】

年度（西暦）	細目数（5 年前からの増数）	主な改正内容等
昭和 58 年度（1983 年）	1 9 1	
昭和 63 年度（1988 年）	1 9 9（+ 9）	
平成 5 年度（1993 年）	2 3 2（+33）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 部構成を維持しつつ細目の新設・分割等を実施 ・ 「複合領域」の細目数を倍増（17→34）
平成 10 年度（1998 年）	2 4 2（+10）	
平成 15 年度（2003 年）	2 7 8（+36）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 部構成から 4 系構成に変更 ・ 「複合領域」の見直し（「総合・新領域系」の創設）
平成 20 年度（2008 年）	2 8 4（+ 6）	
平成 25 年度（2013 年）	3 1 9（+35）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「総合・新領域系」の見直し（「総合系の創設」 ・ 3 系（人社・理工・生物）に総合領域分野を創設
平成 26 年度（2014 年）	3 2 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「観光学」、「医学物理学・放射線技術学」を追加

平成 30 年度公募から適用する「系・分野・細目表」（仮称）のイメージ

○細目数の目安

- ・現在の細目数（321）の 2 分の 1 程度（160 前後）を目安として検討を進める。

※30 年前（昭和 58 年度）には既に 191 細目があった。今回の見直しは、将来の我が国の学術研究の振興のために極めて重要な見直しであり、新たな研究分野や異分野融合の研究を積極的に推進し、研究のグローバル化に対応するため、現在の半分程度の細目数を目安とする。

○具体的な検討方法等

- ・現在の分科細目表の名称は、「系・分野・分科・細目表」で、分野区分が 4 段階になっている。平成 30 年度公募からは「系・分野・細目表（仮称）」（以下、「細目表」という。）とし 3 段階としてはどうか。現在の「細目」をキーワード一覧に整理し、更に細目数を大幅に減らすと、「分科」と「細目」を分けておく必要がなくなる。（細目表をシンプルにする）。
- ・細目表の名称については、過去のしがらみ（科研費の審査希望分野の分類表という本来の役割に加え、我が国の学問分野を分類し設定するものとして研究者から受け止められていること）を払拭するのであれば、例えば、「審査希望分野表」とし、分野の区分名称である「系」、「分野」、「細目」は、「大区分」、「中区分」、「小区分」などの名称にすることも検討する。
- ・現在の「細目」は、基本的にキーワード一覧として整理する。（第一段審査委員の配置単位とする）
- ・現在「分科数」は 79 ある。細目表においては、現在の「分科」レベルの分野を「細目」とする。（設定数の目安 160 前後）。（第二段審査委員の配置単位とする）
- ・現在「分野数」は 14 ある。細目表においては、現在の各系の分野数を目安とする。
- ・細目表のイメージは「別紙」参照。新たな細目数は、平成 25 年度の各系の応募件数の割合に応じて割り振ったもので、あくまで目安であり、系毎の細目数の増減は柔軟に行えるが、全体の細目数は増やさない。

○系・分野・細目表(イメージ)

系	分野数の目安	細目数の目安	備考
総合系	3分野程度を目安とする。	総合系全体で25細目を目安とする。	
人文社会系	3分野程度を目安とする。	人文社会系全体で30細目を目安とする。	

系	分野数の目安	細目数の目安	備考
理工系	4分野程度を目安とする。	理工系全体で35細目を目安とする。	
生物系	4分野程度を目安とする。	生物系全体で68細目を目安とする。	